



島根県報

平成23年8月16日（火）

第2,316号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成23年9月定例県議会の招集

（財 政 課） 2

都市計画事業変更の認可（2件）

（下水道推進課） 2

告 示

島根県告示第563号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成23年9月12日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第564号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業

松江市公共下水道

3 事業施行期間

昭和48年3月16日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和51年島根県告示第749号、昭和55年島根県告示第552号、平成11年島根県告示第236号、平成12年島根県告示第381号、平成15年島根県告示第426号、昭和52年島根県告示第793号、昭和56年島根県告示第231号、昭和57年島根県告示第649号、昭和58年島根県告示第311号、昭和62年島根県告示第277号、平成元年島根県告示第504号、平成3年島根県告示第1,019号、平成4年島根県告示第771号、平成11年島根県告示第155号、平成14年島根県告示第260号、平成15年島根県告示第471号、平成19年島根県告示第39号及び平成21年島根県告示第150号の事業地のうち松江市上東川津町、下東川津町、西川津町、黒田町、佐草町、大庭町、意宇町、乃白町、西忌部町、玉湯町布志名、玉湯町湯町及び玉湯町玉造地内において事業地を変更し、松江市東忌部町を追加する。

島根県告示第565号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

安来市

2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画下水道事業

安来市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年4月1日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和52年島根県告示第247号、昭和58年島根県告示第1,238号、平成元年島根県告示第470号、平成2年島根県告示第715号、平成5年島根県告示第220号、平成5年島根県告示第858号、平成7年島根県告示第805号、平成8年島根県告示第376号、平成12年島根県告示第604号、平成15年島根県告示第12号、平成21年島根県告示第168号及び平成21年島根県告示第767号の事業地のうち安来市飯島町字中島、黒井田町字高廣及び古川町字川内地内において事業地を変更する。